

氷見市住宅リフォーム支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、住宅リフォーム支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入者 氷見市内に転入した日以後1年を経過していない者であって、当該転入した日直前に1年間市内に居住していなかった者
- (2) 三世帯同居 三世帯以上の直系親族が、同一住居又は同一若しくは隣接している敷地内で居住している状態をいう。
- (3) リフォーム 居住の用に供する部分の増改築及び改修をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、氷見市における定住人口の増加及び市内で増加している空き家の有効活用並びに三世帯同居を促進し、子育て環境の充実、コミュニティの維持を図るため、転入者自らが居住する目的で空き家を購入し、その住宅のリフォーム工事をした者、及び三世帯同居をするために所有する住宅（同居者が所有する住宅を含む）のリフォーム工事をした者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の交付を受けることができる者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に居住している者であって次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住宅のリフォーム工事が完成した日において、次のいずれかに該当する者
 - ア 転入者で、自らが居住する目的で空き家を購入し、その住宅のリフォーム工事をした者
 - イ リフォーム工事をした住宅で三世帯同居（リフォーム工事が完成した日

から三世同居をしていた場合は、次に掲げる場合に限る。)をしている者
(ア)リフォーム工事が完成した日の前後1年以内に出生(母子健康手帳等により確認できる場合は出生予定を含む。)又は転居により新たに当該世帯に属することとなった者(当該世帯において新たな世代となる者に限る。)が同居していること。

(イ)リフォーム工事が完成した日の前後1年以内に婚姻した夫婦(最も若年の世代に限る。)が同居していること。

(ウ)リフォーム工事が完成した日の前後1年以内に新たに当該世帯に属することとなった夫婦(最も若年の世代に限る。)が同居していること。

(2) すべての世帯員が市税を滞納していない世帯に属する者
(補助金の金額等)

第5条 補助金の金額は、リフォームに要した費用の2分の1以内(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、50万円を限度とする。

2 前項に規定するリフォームについては、市内に住所を有する法人又は個人事業主と契約を締結して施工した場合に限り、補助金を交付するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、第4条第1項アに該当する者は当該住宅購入後1年以内に、第4条第1項イに該当する者はリフォーム工事が完成した日から1年以内に市長に提出するものとする。

(1) 第4条第1項アに該当する者

ア 対象住宅の登記事項証明書又はその他の住宅の取得の日を証する書類

イ 住宅のリフォーム工事が完成した日を証する書類

ウ リフォーム工事に係る費用の支払証拠書類

エ リフォーム工事の施工前の写真、完成後の写真

オ 個人情報の取扱いに関する同意書

カ 氷見市住宅リフォーム支援補助金申請に関する誓約書

キ その他市長が必要と認める書類

(2) 第4条第1項イに該当する者

ア 住宅のリフォーム工事が完成した日を証する書類

イ リフォーム工事に係る費用の支払証拠書類

ウ リフォーム工事の施工前の写真、完成後の写真

エ 個人情報の取扱いに関する同意書

オ 氷見市住宅リフォーム支援補助金申請に関する誓約書

カ その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付を受けた補助金を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 虚偽又はその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付を受けた者が、転入した日から3年以内に転出したとき、又はリフォームが完成した日から3年以内に第4条第1項イに該当しなくなったとき。

(3) 転入した日若しくはリフォームが完成した日から3年以内に交付を受けた者又はその世帯員が市税を滞納したとき。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後にリフォーム工事請負契約が締結されたものについて適用する。

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに完了したリフォーム工事については、同日後もなおその効力を有する。

3 平成31年3月31日以前に完了したリフォーム工事については従前のおりとする。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。